

令和2年第1回町議会定例会会議の経過 (3月5日)

議 長 皆さんおはようございます。ただいまから3日目の会議を開きます。  
(午前9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第19号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計予算から日程第9、議案第27号、令和2年度山北町商品券特別会計予算を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 おはようございます。

それでは、議案第19号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計予算。令和2年度山北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億5,329万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係わる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第20号、令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計予算。令和2年度山北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,136万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第21号、令和2年度山北町下水道事業特別会計予算。令和2年度山北町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,977万4,000円と定める。

歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表、地方債」による。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額の過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第22号、令和2年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算。令和2年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,214万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第23号、令和2年度山北町山北財産区特別会計予算。令

和2年度山北町の山北財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ835万円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第24号、令和2年度山北町共和財産区特別会計予算。令和2年度山北町の共和財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,680万円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第25号、令和2年度山北町三保財産区特別会計予算。令和2年度山北町の三保財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ857万円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

続きまして、議案第26号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計予算。令和2年度山北町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億4,795万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各

項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給与、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

最後に、議案第27号、令和2年度山北町商品券特別会計予算。令和2年度山北町の商品券特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ627万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第19号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

218、219ページお開きください。

第1表の歳入歳出予算でございますが、歳入は1款の国民健康保険税から6款の諸収入まで、合計金額は14億5,329万8,000円で、前年と比較しまして、2.9%の減でございます。

歳出につきましては、1款の総務費から7款の予備費まで歳入と同額の14億5,329万8,000円でございます。

220、221ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入の増減の主なものでございますが、1款の国民健康保険税が前年と比較しまして、12.9%の減でございます。これに伴い、歳出では、2款の保険給付費が0.7%ほどの減となっております。

また、3款国民健康保険事業費納付金は国が示した納付金算定に必要な諸係数をもとに県が市町村ごとに納付金を算定したもので、山北町は、3億4,340万3,000円でございます。

222、223ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、1節の医療給付費分現年課税分から6節の後期高齢者支援金滞納繰越分まで、前年と比較しまして4,101万8,000円減の合計2億8,518万4,000円でございます。被保険者の加入状況につきましては、1,733世帯、2,640人となっております。

1款1項2目の退職被保険者等国民健康保険税は、1節の医療給付費分現年課税分から6節の後期高齢者支援金滞納繰越分まで、前年と比較して、106万3,000円減、合計15万6,000円でございます。退職者医療制度は、平成26年度末で経過措置が切れ、新たに国保に加入される方は、全て一般被保険者となっております。ただし、現在の退職者医療制度の適応者は65歳になるまで制度が存続します。退職被保険者の加入状況につきましては、ほぼいない状況で1世帯一人となっております。国民健康保険税の総額は2億8,534万円で歳入全体に占める割合は19.63%でございます。一般退職合わせた被保険者の加入状況は1734世帯、2,641人で、町民に占める割合は世帯では40.9%、人口比25.9%の加入となっており、前年と比較では世帯は19世帯減、被保険者は102人の減となっております。

2款1項1目の総務手数料は、保険税督促手数料収入と前年と同額の7万円でございます。

3款1項1目の保険給付費等交付金は、町が保険給付に要した費用を県が交付するもので、前年より639万2,000円減の10億4,095万円でございます。

224、225ページをお開きください。

3款1項2目の保険者給付費等交付金特別交付金は、市町村の財政状況、その他の事業に応じた財政調整を行うもので、前年より484万9,000円増の3,476万4,000円でございます。

4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、1節の職員給料費等繰入金は3名分の人件費で1,839万4,000円でございます。2節の出産育児一時金等繰入金につきましては、5名分の出産育児一時金に対する3分の2の町負担分で140万円でございます。3節の保険基盤安定繰入金、保険税軽減分繰入金は一般被保険者に対する軽減額の県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、4,158万1,000円でございます。4節の保険基盤安定繰入金被保険者

支援分繰入金は1人当たりの平均保険税収納額と軽減該当者数をもとに算定し、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1負担するもので、2,182万7,000円でございます。5節の財政安定化支援事業繰入金は被保険者に占める高齢者の割合に基づく一般会計からの法定の繰り入れで475万1,000円でございます。

5款1項2目のその他繰越金につきましては50万円でございます。

6款1項1目の被保険者延滞金につきましては、保険税の延滞金で20万円でございます。

6款2項1目の一般被保険者第三者納付金から226、227ページをお開きください。

6款2項4目の退職被保険者等返納金までは項目出しでございます。

6款2項5目の雑入ですが、国保事業費納付金退職者分に係る精算分を見込んでおり、351万6,000円でございます。

6款3項1目の指定公費負担医療立替交付金につきましては、70歳から74歳の前期高齢者の療養費等に係る一部負担金の凍結延長に伴う国庫負担分ですが、項目出しでございます。

228、229ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、職員3名分の人件費と国保の運営に必要な経費で2,349万4,000円でございます。

1款2項1目の賦課徴収費につきましては、徴収に係る通信運搬費等やコンビニ収納及び口座振替手数料で83万4,000円でございます。

1款3項1目の運営協議会費につきましては、委員6名の報酬等で16万1,000円でございます。

230、231ページをお開きください。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費につきましては、給付実績から前年より471万4,000円減の9億379万4,000円でございます。2目の退職被保険者等療養給付金につきましては、退職被保険者の減少に伴い、前年より335万1,000円減の10万円でございます。3目の一般被保険者療養費につきましては、針、灸、マッサージ等の療養費で前年より84万2,000円増の810万8,000円でございます。4目の退職被保険者等療養費につきましては、項目

出しでございます。5目の審査支払手数料につきましては、電算処理等の事務手数料で、前年より26万3,000円増の296万円でございます。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費につきましては、給付費実績から前年より77万5,000円増の1億2,588万3,000円でございます。

2款2項2目の退職被保険者等高額療養費につきましては、退職被保険者の減少に伴い、項目出しでございます。

232、233ページをお開きください。

3目の一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、前年と同額の10万円でございます。4目の退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、項目出しでございます。

2款3項1目の一般被保険者移送費及び2目の退職被保険者等移送費につきましては、項目出しでございます。

2款4項1目の出産育児一時金につきましては、前年より3人減の5人分で210万円でございます。2目の支払手数料につきましては、5件分で2,000円でございます。

2款5項1目の葬祭費につきましては、1人当たり5万円の26人分で130万円でございます。

234、235ページをお開きください。

3款の国民健康保険事業納付金は、市町村が支払う保険給付費の全額を県が市町村に交付するための財源として、県が町から徴収するもので、総額で3億4,340万3,000円で前年より2,785万円の減でございます。内訳としましては、3款1項1目の一般被保険者医療給付費分につきましては、2億3,979万9,000円でございます。2目の退職被保険者等医療給付費分につきましては、項目出しでございます。

3款2項1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、7,891万3,000円でございます。2目の退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては、項目出しでございます。

3款3項1目の介護納付金につきましては2,468万9,000円でございます。

236、237ページをお開きください。

4款1項1目の特定健康診査等事業費につきましては、特定健診委託料が

主なもので、特定健康診査は700人、特定保健指導は73人を予定していて、996万9,000円でございます。

4款2項1目の保健事業費につきましては、年2回の医療通知、年2回のジェネリック医薬品の差額通知、人間ドックの210件分の助成金で461万1,000円でございます。

5款1項1目の広域化支援基金償還金につきましては、26年度に借り入れた2,000万円、27年度に借り入れた2,400万円、28年度に借り入れた2,800万円、29年度に借り入れた5,000万円の返済額で2,440万円でございます。

6款1項1目の一般被保険者保険税還付金につきましては、過年度分に対する還付金で100万円でございます。

238、239ページをお開きください。

6款1項2目の退職被保険者等保険税還付金につきましては、5万円でございます。

6款2項1目の指定公費負担医療立替金につきましては、前期高齢者の自己負担割合の凍結措置に対するもので、5万円でございます。

6款3項1目の共同事業拠出金につきましては、項目出しでございます。7款予備費につきましては、97万2,000円を計上するものでございます。

240、241ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、国保運営協議会の委員と国保担当職員3名の給与明細でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

246、247ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、前年度末現在高9,540万円のうち、令和2年度に2,440万円を返済いたしますので、年度末残高は7,100万円でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第20号、令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

249ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算でございますが、歳入は1款の後期高齢者医療保険

料から5款の諸収入まで合計金額は1億9,136万4,000円で前年度と比較しまして、12.3%の増でございます。

歳出につきましては、1款の総務費から4款の予備費まで歳入と同額の1億9,136万4,000円でございます。

250、251ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入の増減の主なものでございますが、1款の後期高齢者医療保険料1,816万4,000円の増は、被保険者数増によるものでございます。歳出の増減の主なものでございますが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金2,096万5,000円の増額は広域連合の精算に伴うものでございます。

252、253ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の後期高齢者医療保険料につきましては、1節の現年度分ですが、令和2年度は、保険料の2年ごとの見直し年度で均等割が4万3,800円、所得割率が8.74%とそれぞれ引き上げられました。また、被保険者増により、前年比1,816万4,000円増の1億5,709万5,000円でございます。被保険者の加入状況につきましては、1967名で前年より25名増でございます。2節の滞納繰越分につきましては、前年同額の50万円でございます。

2款1項1目の督促手数料につきましては、督促手数料の項目出しでございます。

3款1項1目の事務費納付金につきましては、歳出の一般経費、徴収事業費、予備費を一般会計から繰り入れるもので、前年比27万3,000円減の147万8,000円でございます。2目の保険者保険基盤安定繰入金につきましては、所得の低い方の保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1の割合で双方の負担を合わせて繰り入れるもので、前年比280万1,000円増の2,672万1,000円でございます。

4款1項1目の繰越金につきましては、項目出しでございます。

5款1項1目の延滞金及び2目の過料につきましても、項目出しでございます。

5款2項1目の雑入につきましては、広域連合から健康診査の受託収入で、

前年費21万2,000円増の506万5,000円でございます。

5款3項1目の保険料還付金は、前年同額の50万1,000円でございます。

254、255ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、健康診査委託料、神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金などで、前年比8万9,000円減の600万8,000円でございます。

1款2項1目の徴収費につきましては、普通徴収のための納付書の通信運搬料や口座振替手数料で前年比3万1,000円増の44万6,000円でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料と保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、前年比2,096万5,000円増の1億8,431万6,000円でございます。なお、この納付金は歳出全体の約96%以上を占めております。

3款1項1目の保険料還付金につきましては、死亡や転出などによる過年度分保険料に係る還付金で、前年度額の50万1,000円でございます。

256、257ページをお開きください。

4款1項1目の予備費につきましては、9万3,000円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、議案第21号、令和2年度山北町下水道事業特別会計予算について、御説明いたします。

259、260ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。歳入につきましては、1款分担金及び負担金から7款町債まで歳入合計4億1,977万4,000円でございます。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで歳入と同額でございます。

続きまして、261ページをお開きください。

第2表、地方債でございます。公共下水道事業債170万円、流域下水道事業債250万円、資本費平準化債7,020万円。下水道事業債（特別措置分）1,750万円、合計9,190万円で、前年度対比720万円の減でございます。なお、

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

264、265ページをお開きください。

歳入でございます。1款1項1目受益者負担金につきましては、本年度予算額58万5,000円で、前年度対比21万5,000円の減額となっております。これは、令和元年度分の受益者負担金、21件を見込んでおります。

2款1項1目下水道使用料は1億9,707万円で、前年度対比134万4,000円の減となっております。減額の理由といたしましては、前年度の実績により使用量を算出しており、企業などの大口使用者の大幅な排水量の減少や各家庭の節水器具の普及により、水道使用量が減少したことによるものでございます。

2項手数料、1目下水道手数料は、本年度予算額17万1,000円で、前年度対比19万8,000円の減となっております。内訳といたしましては、下水道排水設備指定工事店の発行手数料19件、責任技術者発行手数料35件を見込んでおります。

3款1項1目下水道費補助金は、本年度予算額720万円で前年度対比1,330万円の減でございます。これは、安洞地区の下水道整備が完了したことによります。なお、本年度はストックマネジメント計画策定業務委託が最終年度となり、国からの補助率は2分の1となっております。

4款1項1目一般会計繰入金は、本年度予算額1億2,155万5,000円で、前年度対比79万6,000円の減となっております。

5款1項1目繰越金は、本年度予算額100万円で前年度と同額でございます。

6款1項1目雑入は、本年度予算額29万3,000円で、前年度対比11万2,000円の減となっております。これは神奈川県内広域水道企業団からの分担金で流域下水道建設費負担金の実績により、交付されるものでございます。

7款町債につきましては、266、267ページをお開きください。

1項町債、1目下水道債は本年度予算額9,190万円で、前年度対比720万円の減となっております。内訳といたしましては、公共下水道事業債は町事業

の下水道工事に係るもので170万円、酒匂川流域下水道事業債は、流域下水道事業の建設費負担金に係るもので250万円、資本費平準化債は減価償却費と起債償還期間との差が大きいことから、資本費負担を平準化し、一般会計の繰り出しの負担を少なくするため、平成21年度から引き続き予算を計上しており、本年度予算額は7,020万でございます。また、特別措置分は、平成18年度より公営企業繰出金の見直しにより、起債の元利償還金に対する措置をするもので1,750万円でございます。

続きまして、歳出でございます。268、269ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費で、本年度予算額1億1,508万2,000円で、前年度対比923万9,000円の増となっております。主な要因といたしましては、負担金補助及び交付金の酒匂川流域下水道管理事業費負担金として、1億471万5,000円で修繕費などの増により、本年度予算額を見込んでおります。2目排水施設管理費は、本年度予算額2,065万7,000円で、前年度対比785万8,000円の減でございます。主な内容といたしましては、需用費のマンホールポンプ4カ所の電気量と委託費のストックマネジメント計画策定業務委託でございます。この計画の策定につきましては、国庫補助金を活用して、平成30年度から3カ年で策定するもので本年度は最終年度となります。なお、減額の要因といたしましては、計画策定業務内容の減によるものでございます。

270、271ページをお開きください。

2款1項1目排水施設費は、本年度予算額1,740万円、前年度対比2,081万8,000円の減でございます。大幅な減額の理由といたしましては、安洞地区の下水道整備工事が完了したため、工事請負費が減になったことによるものでございます。2節の給料から4節の共済費まで人件費として職員2名分を計上いたしております。15節の工事請負費は、村雨地区に新たに公共ますの整備をするものでございます。19節の負担金補助及び交付金は、酒匂川流域下水道建設費負担金として、268万4,000円で、前年度対比143万7,000円の減でございます。

3款1項1目元金は、本年度予算2億2,669万1,000円で、前年度対比659万5,000円の減となっております。2目利子は、本年度予算額3,894万4,000円で、前年度対比706万4,000円の減でございます。これは公共下水道債など

の元金や利子を7件償還が完了することにより、減額となっております。

272、273ページをお開きください。

4款予備費につきましては、本年度予算額100万円、前年度対比206万9,000円の減となっております。

続きまして、274、275ページをお開きください。

給与費明細書でございます。1の特別職につきましては、下水道運営審議会の委員10名分でございます。2の一般職につきましては、職員2名分の明細書ですので、詳細につきましては、276ページから279ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、280ページをお願いいたします。

地方債に関する調書でございます。前年度末現在高は23億1,067万2,017円で、当該年度末現在高見込額は21億7,588万2,008円でございます。明細につきましては、281ページから286ページまで元利償還金一覧表に記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第22号、令和2年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算について、御説明いたします。

288ページをお開きください。

歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金から6款繰越金まで歳入合計6,214万1,000円でございます。歳出は1款事業費と2款予備費で歳入と同額でございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

291、292ページをお開きください。

歳入でございます。1款1項1目町設置型浄化槽分担金は、本年度の分担金は昨年度設置した浄化槽に付加されるため、また昨年度は設置がないため予算がございません。

続きまして、2款1項1目浄化槽使用料は、本年度予算額548万2,000円で、前年度対比7万9,000円の減でございます。使用料につきましては、現在使用している115基分の使用料と令和2年度新たに設置予定の5基分を見込ん

で算定をしております。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金は、本年度予算額904万2,000円で前年と同額でございます。

4款1項1目町設置型浄化槽事業補助金は、本年度予算額1,781万2,000円で、前年度対比50万円の増でございます。内訳といたしましては、新たに整備予定の5基分を見込んでおり、浄化槽設置事業として723万2,000円、浄化槽維持管理費として600万円、事務費として8万円、付帯工事費として450万円を計上しております。

5款1項1目一般会計繰入金は、本年度予算額28万円で前年度対比1,000円の減となっております。

6款1項1目繰越金は、本年度予算額2,952万5,000円で前年度対比332万9,000円の減でございます。これは、主に県から設置時に交付された維持管理費が繰り越されているものでございます。

続きまして、293、294ページをお開きください。歳出でございます。

1款1項1目浄化槽整備費は、本年度予算額4,184万3,000円で前年度対比28万8,000円の減でございます。内訳といたしましては、浄化槽設置事業の事業は、工事請負費の3,023万3,000円で7人槽を3基、25人槽を1基、50人槽を1基見込んでおります。

また、浄化槽維持管理事業は、1,148万3,000円で、主な事業といたしましては、需用費の修繕費で浄化槽の中にある高度処理のためのリン除去装置の交換やブロアーの機械修理にかかるものでございます。役務費は年1回法令で定められている浄化槽検査料でございます。委託料は年3回実施しており、浄化槽の保守管理や浄化槽内の清掃業務でございます。

2款1項1目予備費は、本年度予算額2,029万8,000円で、前年度対比266万1,000円の減でございます。

説明は以上でございます。

議 長

財務課長。

財 務 課 長

続きまして、議案第23号、令和2年度山北町山北財産区特別会計予算について、御説明いたします。

なお、本予算案につきましては、1月28日に開催いたしました財産区管理

会におきまして、全員賛成で承認をされたものでございます。

296ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算でございます。歳入につきましては、1款財産収入から3款諸収入まで歳入総額を835万円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費から3款予備費まで歳出総額を歳入と同額の835万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明いたします。

299、300ページをお開きください。

歳入でございます。1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入につきましては、水源協定林の土地貸付料68万8,000円でございます。2目利子及び配当金は債権及び定期の利息3万2,000円でございます。

2款繰越金につきましては、前年度繰越金466万1,000円を計上いたしました。

3款諸収入、1項雑入、1目雑入につきましては、松田町外三ヶ町組合の配分金で、296万9,000円を計上いたしました。

301、302ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。1款財産区費、1項財産区管理会費、1目一般管理費につきましては、財産区管理会運営事業で、委員報酬等の経常経費40万1,000円を計上しております。一般経費は、南足柄市外五ヶ市町組合等の負担金の繰出金1万7,000円でございます。2目財産管理費は、財産取得管理等基金に403万3,000円を積み立てるものでございます。

2款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費につきましては、林業振興事業で、造林地の巡視や松田町外三ヶ町組合の配分金、水源協定林地代配分金などを見込み162万9,000円を計上いたしております。

303、304ページをお願いいたします。

3款予備費につきましては、228万7,000円を計上するものでございます。

305ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、委員7名の報酬の表でございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第24号、令和2年度山北町共和財産区特別会計予算について、御説明いたします。

なお、本予算案につきましては、1月28日に開催しました財産区管理会におきまして、全員賛成で了承、承認をされたものでございます。

307ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算でございます。歳入につきましては、1款財産収入から4款諸収入まで、歳入総額を4,680万円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費から3款予備費まで歳入と同額の4,680万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明いたします。

310、311ページをお開きください。

歳入でございます。1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入につきましては、説明欄に記載の9カ所の土地の貸付地代127万5,000円を計上しました。前年比較の37万1,000円の増につきましては、3年ごとの東電の電柱貸付地代によるものでございます。2目利子及び配当金は定期利息及び債券利息147万2,000円でございます。

2款繰入金、2項基金繰入金は、共和地域振興会や共和地区福祉バス運行事業のため、4,185万2,000円を計上いたしました。

3款繰越金につきましては、前年度繰越金220万円を計上しております。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入につきましては、項目出しでございます。

続きまして、312、313ページをお開きください。

歳出でございます。1款財産区費、1項財産区管理会費、1目一般管理費につきましては、財産区管理会運営事業では、財産区管理会を運営するための経費として、40万9,000円を計上し、一般経費では、昨年と同額の災害助成金を100万円、繰出金は、共和地区振興会への繰出金301万5,000円、町道改良工事等繰出金733万7,000円、福祉バス運行事業繰出金706万8,000円などで、合計で1,915万6,000円を計上しております。2目財産管理費は、財産取得及び管理等基金積立金に147万2,000円を計上するものでございます。

2款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費につきましては、林業振興事業として、造林地の巡視及び調査立会賃金を27万4,000円。

314、315ページをお開きください。

役務費では、山林の火災保険料で4万円、使用料及び賃借料は、苗畑の借上料として、19万6,000円を計上するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、共和の森づくり整備助成金として、1,007万8,000円。次に、法務局の指導により、財産区での土地取得ができないことから、地域で協議をし、共和連合自治会で、鍛冶屋敷・古宿共有林を取得するため、山林購入の助成金として、1,240万円を計上いたしました。なお、共和連合自治会で購入した山林につきましては、協定を結び、財産区で管理していく予定でございます。

3款予備費につきましては、148万8,000円を計上するものでございます。

316ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、委員7名の報酬でございます。後ほど、御確認をお願いしたいと思います。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第25号、令和2年度山北町三保財産区特別会計予算について、御説明いたします。

なお、本予算案につきましては、1月30日に開催いたしました財産区管理会におきまして、全員賛成で承認をされたものでございます。

318ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。歳入につきましては、1款財産収入から3款諸収入まで、歳入総額を857万円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費から3款予備費まで歳入と同額を計上するものでございます。

続きまして、事項別に御説明いたします。321、322ページをお開きください。

歳入でございます。1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入につきましては、説明欄に記載の土地貸付地代等478万円を計上しております。2目利子及び配当金は、債権及び定期の利息15万4,000円でございます。

2款繰越金につきましては、前年度繰越金363万5,000円を計上いたしました。

3 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入については、項目出しでございます。

323、324ページをお願いします。

歳出でございます。1 款財産区費、1 項財産区管理会費、1 目一般管理費につきましては、財産区管理会運営事業では、財産区管理会を運営するための経費、38万7,000円を計上し、一般経費では、町設置型浄化槽設置1基分2万5,000円を繰出金として計上いたしました。2 目財産管理費は、財産取得管理等基金積立金に515万5,000円を計上するものでございます。

2 款農林水産業費、1 項林業費、1 目林業振興費につきましては、林業振興事業として、造林地の巡視及び調査立会賃金、森林整備委託料を合わせまして、56万8,000円を計上いたしました。

325、326ページをお開きください。

3 款予備費につきましては、243万5,000円を計上するものでございます。

327ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、委員7名の報酬でございます。こちらは、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第26号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

329、330ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算でございますが、歳入につきましては、1 款の保険料から9 款の諸収入まで、合計金額は12億4,795万7,000円で前年度と比較しまして、約1%の減でございます。

歳出につきましては、1 款の総務費から7 款の予備費まで歳入と同額の12億4,795万7,000円でございます。

331、332ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入の増減の主なものとしましては、1 款の保険料、4 款の支払基金交付金、5 款の国庫支出金、6 款の県支出金がそれぞれ減っておりますが、7 款の繰入金があふえております。歳出につきましては、2 款の保険給付費が減っておりますが、3 款の地域支援事

業費、5款の基金積立金はふえております。総額では、昨年とほぼ同額の予算規模でございます。

333、334ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、1節の現年度分は65歳以上の被保険者3,995人分の保険料で、保険給付費と地域支援事業費の23%とされており、低所得者層の負担割合の軽減を完全実施することに伴い、前年より261万減の2億8,482万円でございます。2節の滞納繰越分は、前年同額で40万円でございます。

2款1項1目の地域支援事業負担金につきましては、1節の介護予防・日常生活支援総合事業負担金は、介護予防教室の利用料で、53万2,000円でございます。2節の任意事業負担金につきましては、配食・会食サービスの利用料で、配食サービスの利用回数が減少傾向にあり、前年より39万4,000円減の156万4,000円でございます。

3款1項1目の督促手数料につきましては、前年と同額でございます。

4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、第2号被保険者である40歳から64歳までの方の保険料で保険給付費の27%とされ、3億294万円でございます。2目の地域支援事業交付金につきましては、総合事業費の27%で944万8,000円でございます。

5款1項1目の介護給付費負担金につきましては、国の負担割合が居宅給付費の20%、施設等給付費の15%で2億250万円でございます。

5款2項1目の調整交付金につきましては、保険給付費及び総合事業費の約5%で、5,784万9,000円でございます。2目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、総合事業の20%で699万9,000円でございます。3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、包括的支援事業・任意事業費の38.5%で1,271万3,000円でございます。

335、336ページをお開きください。

5款2項8目の保険者機能強化推進交付金につきましては、介護保険事業全般に対する市町村の取り組みに応じて配分されるもので、内示見込額により140万円でございます。

6款1項1目の介護給付費負担金につきましては、県の負担割合が居宅給付費の12.5%、施設等給付費の17.5%で1億6,215万円でございます。

6款2項1目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、総合事業の12.5%で437万4,000円でございます。2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、負担割合が19.25%で635万6,000円でございます。

7款1項1目の一般会計繰入金につきましては、主に町からの法定の繰り入れで、1節の介護給付費繰入金は保険給付費の12.5%で、前年比231万2,000円減の1億3,025万円でございます。2節の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、総合事業費は12.5%で前年比49万1,000円増の437万4,000円でございます。3節の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は包括的支援事業・任意事業費の19.25%で前年比39万2,000円増の635万6,000円でございます。4節の1号被保険者保険料負担軽減繰入金は、低所得者層に対する軽減措置の軽減分を国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担し、一般会計で受け入れた国・県分と合わせて繰り入れるもので、前年比441万2,000円増の1,036万4,000円でございます。5節の職員給与費等繰入金は、職員3名分の人件費の繰り入れで、前年比13万7,000円増の2,173万8,000円でございます。6節の事務費繰入金は、一般経費、認定調査費、認定審査会等の繰り入れで、前年比46万7,000円減の1,786万6,000円でございます。

8款1項1目の繰越金につきましては、見込額で87万8,000円でございます。

337、338ページをお開きください。

9款1項1目の延滞金及び、2目の加算金につきましては、項目出しでございます。

9款2項1目の貸付金収入は実績がないため、前年と同額の2万円でございます。

9款3項1目の第三者納付金につきましては、前年比22万8,000円減で、205万2,000円でございます。2目の返納金及び3目の雑入につきましては、項目出しでございます。

339、340ページをお開きください。

次に、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、職員3名分の人件費と介護の運営に必要な経費で、2,432万円でございます。

1款2項1目の賦課徴収費につきましては、保険料納入決定通知書や普通徴収の通信運搬費などで、58万5,000円でございます。

341、342ページをお開きください。

1款3項1目の認定調査費につきましては、認定調査員の報酬、主治医意見書手数料などで、731万4,000円でございます。

1款3項2目の認定調査会共同設置負担金につきましては、認定調査会の運営を行っております足柄上衛生組合への負担金で、731万1,000円でございます。

1款4項1目の運営協議会費につきましては、委員9名分の報酬分と旅費で、2回開催予定とし、7万4,000円でございます。2款1項1目の介護サービス等給付費につきましては、要介護1から要介護5までの方が対象のサービスで、利用件数の実績から見込みまして、前年比2,360万円減の10億3,700万円でございます。

343、344ページをお開きください。

2款2項1目の介護予防サービス等給付費につきましては、要支援1と要支援2の方が対象のサービスで、利用件数の実績から見込みまして、前年比200万円減の2,020万円でございます。

2款3項1目の審査手数料は、介護給付費に係る審査支払手数料で、前年比10万円減の80万円でございます。

2款4項1目の高額介護サービス費につきましては、自己負担額が基準額を超えた場合に償還払いするもので、実績から見込みまして、400万円増の2,800万円でございます。

2款5項1目の特定入所者介護サービス等費につきましては、所得の低い方が食費、滞在費、自己負担額が上限を超えた場合に支払うもので、前年比300万円増の3,300万円でございます。

345、346ページをお開きください。

2款6項1目の高額医療合算介護サービス費につきましては、医療と介護

の自己負担額を合算し、基準額を超えた場合に支給されるもので、前年比20万円増の300万円でございます。

3款1項1目の介護予防生活支援サービス事業費につきましては、要支援1と要支援2の総合事業の方が対象のヘルパー事業、デイサービス事業で、実績から見込みまして、前年比260万円増額の、2,402万1,000円でございます。

3款1項2目の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、総合事業を利用される方のケアプランを作成するもので、実績見込みから、前年比90万円増の370万円でございます。

3款2項1目の一般介護予防事業費につきましては、要支援でも要介護でもない方が介護状態になることをできるだけ防ぐことを目的とした、介護予防教室の実施や介護ボランティアポイント事業などで、介護予防教室に携わる看護師、ホームヘルパーの報酬、転倒骨折予防教室の委託料、送迎の委託料などがあり、説明欄をごらんください。介護予防普及啓発事業につきましては、前年同額の6万5,000円、介護ボランティアポイント制度事業につきましては、前年比2万円増の28万2,000円でございます。

347、348ページをお開きください。

通所型介護予防事業につきましては、会計年度任用職員経費の新設により、前年比415万円減の278万8,000円、会計年度任用職員（パートタイム）経費につきましては、前年比457万1,000円増額となっております。

3款3項1目の包括的支援事業につきましては、説明欄をごらんください。地域包括支援センター運営事業につきましては、山北町社会福祉協議会に事業を委託するもので、前年比248万9,000円増の2,303万1,000円でございます。在宅医療・介護連携推進事業につきましては、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業者、事業所などの関係者の連携を図るもので、足柄上1市5町により、在宅医療・介護連携に関する相談窓口となる、在宅医療・介護連携支援センターを設置しているものでございます。委託先は足柄上医師会とし、設置場所は県立足柄上病院内で、本町の負担分は、前年より2万7,000円減の204万2,000円でございます。

す。

349、350ページをお開きください。

生活支援体制整備事業につきましては、地域包括ケア実現のため、ボランティア、社福法人、NPO、民間企業など、多様な主体が生活支援サービスの提供を行い、また、高齢者自身も社会参加の中で担い手の一端を担うよう体制の整備を図るものであり、委員に支払う謝金等で、前年比213万円減の28万2,000円でございます。減額の要因としましては、昨年まで、ここに計上していました、生活支援コーディネーターの賃金を後ほど御説明します、会計年度任用職員（パートタイム）経費に組みかえたことによるものでございます。

認知症総合支援事業につきましては、社会福祉協議会へ委託し、地域包括支援センターで、認知症初期集中支援チームを配置します。支援チームが認知症の人や、その家族に対して、初期の段階から支援を包括的・集中的に行うとともに、認知症サポート医と連携し、情報提供や相談等を行い、指導・助言を受けるもので、前年比1万8,000円減の59万8,000円でございます。

地域ケア会議推進事業につきましては、多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築を図るもので、前年同額40万円で社会福祉協議会に委託いたします。

認知症地域支援ケア向上につきましては、社会全体で認知症の方々を支える体制づくりを支援するために取り組む事業で、認知症カフェを運営する助成金や、委託料等で前年比19万8,000円減の60万8,000円でございます。会計年度任用職員（パートタイム）経費につきましては、生活支援コーディネーターに支払う報酬等で、地域支援の開発や発掘、担い手の要請、地域ニーズの、地域資源のマッチング、関係者のネットワークとなる協議体の運営等を行うもので、251万7,000円でございます。

3款3項2目の任意事業につきましては、説明欄をごらんください。成年後見制度利用支援事業につきましては、前年と同様3名の方の成年後見人への謝金等でございますが、支払い月等の調整により、前年比24万円減の82万7,000円でございます。住宅改修理由書作成手数料総合事業につきましては、前年同額の2万円でございます。

351、352ページをお開きください。

地域自立支援事業につきましては、配食サービス利用者の見込みにより3,800食、会食サービスは22回実施予定で、前年比84万円減の381万2,000円でございます。

介護給付費適正化事業につきましては、利用したサービス名や金額等を年4回通知するもので、前年より1万7,000円増の21万7,000円でございます。

介護相談員事業につきましては、介護相談員2名が施設等を訪問し、利用者との面談をする中で、利用者が日ごろ言い出せない思いを聞き出すなど、介護サービスの質の向上をさせるためのもので、前年比7万3,000円増の23万2,000円でございます。

3款4項1目の審査手数料につきましては、国保連合会に支払うもので、10万円でございます。

4款1項1目の高額介護サービス貸付事業費につきましては、高額介護サービス費が給付されるまでの期間、無利子で貸し付けをするため、計上するもので、実績がないため、前年同額の2万円でございます。

5款1項1目の介護保険給付費基金積立金につきましては、介護保険料の余剰分を将来の給付に備え、積み立てるもので、前年比355万5,000円増の1,452万7,000円でございます。

353、354ページをお開きください。

6款1項1目の第1号被保険者還付加算金につきましては、前年比30万円増の80万1,000円でございます。

7款1項1目の予備費につきましては、89万2,000円を計上するものでございます。

355、356ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、特別職は介護保険運営協議会の委員の報酬明細で、一般職は職員3名分の給与費の明細でございますので、後ほど、お目直しをお願いします。

説明は以上でございます。

議 長  
商 工 観 光 課 長

商工観光課長。

続きまして、議案第27号、令和2年度山北町商品券特別会計予算について、

御説明いたします。

362ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。1款の財産収入と2款の繰越金を合わせまして、歳入合計627万8,000円を計上させていただいております。

次に、歳出でございますが、1款の商品券売払費と2款の予備費を合わせまして、歳入と同額を計上させていただいております。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、365、366ページをお開きください。

歳入でございます。1款1項1目の物品売払収入でございますが、これは商品券売払収入になり、今年度、550万円を見込んでおり、前年度と比較しまして、50万円の減でございます。

続いて、2款1項1目の繰越金につきましては、本年度77万8,000円になり、前年度と比較しまして、202万2,000円の減でございます。

続きまして、歳出でございます。1款1項1目の商品券売払費でございますが、本年度570万1,000円で、前年度と比較しまして、48万6,000円の減でございます。その内容でございますが、需用費として19万3,000円、委託料として8,000円、これは商品券管理データベース変更委託料となります。そして、償還金利子及び割引料として550万円、これは商品券換金代になります。

次に、2款1項1目の予備費につきましては、本年度57万7,000円を計上させていただいており、前年と比較しまして、203万6,000円の減となっております。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 ここで暫時休憩といたします。再開は10時30分とします。

(午前10時16分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時30分)

議案第19号から議案第27号までについては説明が終わりましたので、議案第19号から議案第27号までについて質疑に入りますが、質疑終了後、予算特別委員会に付託を提案しますので、本会議での質疑は、総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

それでは、議案番号順に行います。

初めに、議案第19号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑に入ります。質疑がある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第19号の質疑を終了いたします。

次に、議案第20号、令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、議案第20号の質疑を終了いたします。

次に、議案第21号、令和2年度山北町下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

8番、清水明議員。

8 番 清 水

8番の清水でございます。

予算書でいきますと、264ページの下水道の使用料で、前年度に比べて減となっておりますが、今後下水道の使用については、どのような予想を立てていただけますか。

議 長

上下水道課長。

上 下 水 道 課 長

今議員の御指摘のとおり、下水道の使用料、毎年減っています。まず一つの大きな要因といたしましては、企業が節水を大幅にしております。うちの町の特徴といたしましては、企業が占める依存率といいますか、それが、31年度の決算見込みですけれども、64%を占めております。それと、それに合わせて、もう一つ節水器具、各家庭にあるトイレ、シャワー等の、これも非常に水量が節水されているということで、現在町のほうの見込みとしては、前年の実績を加味して出していると。そのようなことから、下水道事業を継続していかなきゃいけませんので、それに伴って、資産の今整理、30年度から3カ年で、ストックマネジメントの委託で資産の整理をしております。今後、令和2年度では、経営戦略という形で、今度はお金の関係の収支シミュレーションを立てまして、平準化といいますか、今後の見通しの計画を立ていくということを来年度以降していくと。その中には、下水道審議会という外部組織もございます。皆様の、町民の方の意見を聞きながら、最終的に、皆さんに一番かかってくるのが使用料の検討ということで、その辺を御相談しながら、資料、計画をもとにやりながら、計画をしていきたいと考えてお

ります。

以上でございます。

議長 ほかにごございますか。

11番、堀口恵一議員。

11番 堀口 絡めまして、国庫補助等を見ますと、安洞地区等の下水道工事終了ということで、補助が下がるという形でお話がありましたので、ほぼ、それで大体終了してしまうという状況かどうかをお聞かせ。今後、新規のどこか別の場所があるかどうか、その辺、ちょっとお聞かせを願えればと思います。

議長 細かい質問については、特別委員会設置しておりますけれども、よろしければ、ちょっとお答え願います。

上下水道課長。

上下水道課長 下水道の整備につきましては、下水道認可エリアというものが全体的に町にあります。現在、認可エリアの中で、例えば山北スポーツ広場のように、下水道整備しておりません。そのようなところをアクションプランということで検討していきまして、大きな開発とか、そういうような社会的要因が変わったときには整備をしていくという計画でございまして。先ほども説明いたしました、安洞地区で、令和元年度で、一応、面整備については終了を予定しております。また、今後社会的な大きな要因があつて、開発とか、そういうのがあれば、そこは費用対効果を見ながら整備をしていくというような計画になっております。

議長 ほかにごございませんか。

質疑が終わりましたので、議案第21号の質疑を終了とさせていただきます。

次に、議案第22号、令和2年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第22号の質疑を終了とさせていただきます。

次に、議案第23号、令和2年度山北町山北財産区特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第23号の質疑を終了いたします。

次に、議案第24号、令和2年度山北町共和財産区特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第24号の質疑を終了いたします。

次に、議案第25号、令和2年度山北町三保財産区特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第25号の質疑を終了いたします。

次に、議案第26号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第26号の質疑を終了いたします。

次に、議案第27号、令和2年度山北町商品券特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第27号の質疑を終了いたします。

議案第19号から議案第27号まで、質疑が終了いたしましたので、昨日設置されました予算特別委員会へ付託することで、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないと認め、よって議案第19号から議案第27号については、予算特別委員会へ付託し、審査することと決定いたしました。

日程第10、議案第28号、令和2年度山北町水道事業会計予算を議題いたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 それでは、議案第28号、令和2年度山北町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和2年度山北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 給水戸数4,394戸。
- (2) 年間総給水量122万8,000立方。
- (3) 一日平均給水量3,364立方。
- (4) 主要な建設改良事業、排水設備工事3,498万円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の総額は、予定額は次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2億368万8,000円、第1項水道営業収益1億6,183万7,000円、第2項水道営業外収益4,185万1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2億368万8,000円、第1項水道営業費用1億9,123万4,000円、第2項水道営業外費用1,119万7,000円、第3項水道予備費125万7,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,069万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額325万6,000円、建設改良積立金3,095万7,000円、当年度分損益勘定留保資金3,648万5,000円で補填するものとする。

1ページ、お開きください。

収入。

第1款資本的収入175万4,000円、第2項負担金175万4,000円。

支出。

第1款資本的支出7,245万2,000円、第1項増設改良費3,759万円、第2項企業債償還金3,486万2,000円。

一時借入金。

第5条、一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用との間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外に経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,579万9,000円。

たな卸資産の購入限度額。

第8条、たな卸資産の購入限度額は24万円と定める。

令和2年3月3日提出、山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
上 下 水 道 課 長

上下水道課長。

それでは、議案第28号、令和2年度山北町水道事業会計予算について、御説明いたします。

初めに、実施計画の内訳で御説明いたしますので、17、18ページをお開きください。17、18ページをお願いします。

収益的収入でございます。

1款水道事業収益、本年度2億368万8,000円で、前年度対比29万2,000円の増でございます。1項水道営業収益は、本年度1億6,183万7,000円で、前年度対比423万9,000円の増でございます。1目給水収益は、本年度1億6,128万円で、前年度対比412万7,000円の増でございます。なお、水道使用量につきましては、平成31年4月からの料金改定や消費税率が増となっておりますが、給水人口の減少や節水器具などの普及により、年々使用水量が減少している状況でございます。2目その他の営業収益は、本年度55万7,000円、前年度対比11万2,000円の増でございます。1節の手数料は、指定給水装置工事の事業者証交付手数料が29件となり、これは水道法改正により、更新手続が新たに必要となったため、件数を多く見込んでおります。また、設計審査及び工事検査は33件を見込んでおります。2節の他会計負担金34万5,000円は、一般会計より345基分の消火栓の維持管理費として、繰り入れをするものでございます。2項水道営業外収益は、本年度4,185万1,000円で、前年度対比394万7,000円の減となっております。2目受取利息及び配当金は2,000円で、前年と同額でございます。5目長期前受金戻入は、4,184万9,000円で、前年度対比394万7,000円の減でございます。これは国や県補助金等の減価償却の見合い分を収益するものでございます。

続きまして、19ページ、20ページをお開きください。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用、本年度2億368万8,000円で、前年度対比29万2,000円

の増となっております。1項水道営業費用は、本年度1億9,123万4,000円で、前年度対比407万3,000円の増でございます。1目原水浄水費は、本年度2,887万6,000円で、前年度対比165万4,000円の増となっております。主なものといたしましては、16節委託料197万5,000円は、上水道及び簡易水道12カ所の残留塩素等測定委託料などでございます。20節修繕費548万5,000円は、皆瀬川水源整備のほか、災害時において、応急復旧を行うための修繕費を計上しております。25節動力費1,708万8,000円は、ポンプや施設等の電気料金で、前年度対比53万4,000円の減を見込んでおります。26節薬品費174万2,000円は、次亜塩素酸ソーダ等の水道用薬品代でございます。27節受水費は、透間地区の給水を小山町から受水しているため、計上するものでございます。

続きまして、21、22ページをお開きください。

2目排水給水費は、本年度3,099万1,000円で、前年度対比18万5,000円の増でございます。主なものといたしましては、16節委託料1,902万3,000円は水質検査業務や施設の電気や機械設備の点検業務などの委託で、前年度対比40万4,000円の増となっております。20節修繕費650万円は、年間を通して漏水修理などに係る経費を計上しております。22節工事請負費520万3,000円で、主なものといたしましては検定満期メーター器の交換を547カ所予定しております。

続きまして、23、24ページをお開きください。

総係費は、本年度4,494万4,000円で、前年度対比587万5,000円の増でございます。主な内訳といたしましては、1節報酬費は審議会委員10名分の報酬費でございます。2節給料から6節法定福利費引当金繰入額は、職員3名分の人件費を計上しております。

続きまして、25、26ページをお開きください。

16節委託料、1,088万9,000円で前年度対比294万円の増額となっております。主なものといたしましては、企業会計システムソフトの保守料やメーター検針員6名の委託料などであり、また現在の水道ビジョンが令和2年度で策定期間が終わるため、新たに令和3年度から10カ年の計画を策定するものでございます。この計画は山北町の水道事業の基本となる計画を策定するも

のであり、健全で持続可能な事業を進めるため、将来の施策などを定めるものでございます。19節使用料及び賃借料は263万1,000円で、前年度対比214万7,000円の増でございます。これは現在再リースとして使用している公営企業会計システムのリースが令和2年9月で期間が終了するため、新たなシステムとして、10月から6カ月分のシステム使用料を計上しております。

続きまして、27、28ページをお開きください。

51節の貸倒引当金繰入額は30万円を計上しており、本科目で不納欠損の処理をするための経費でございます。4目減価償却費は建物排水管などの構築物、機械及び装置など、有形固定資産減価償却費8,554万8,000円で、前年度対比438万円の減でございます。減の要因といたしましては、耐用年数が経過し、減価償却費が終了した資産がふえたことにより、減額となっております。5目資産減耗費の固定資産除去費87万5,000円は、令和2年度で更新予定の前耕地ポンプなどの機械及び装置の除却費でございます。

続きまして、29、30ページをお開きください。

2項水道営業外費用は、本年度1,119万7,000円で、前年度対比372万7,000円の減でございます。1目支払利息、614万7,000円は前年度対比72万7,000円の減となっております。内訳といたしましては、旧大蔵省を含む財務省が9件、地方公共団体金融機構が8件でございます。2目消費税につきましては500万円で、前年度対比300万円の減でございます。消費税につきましては、主に水道使用料金などの収入において預かる分と、工事などにおいて支払う分を相殺して納税額が確定しており、令和2年度はポンプの更新工事の増により、支払う消費税が多いため、本年度は減額が見込まれております。3項水道予備費は、今年度125万7,000円で、前年度対比5万4,000円の減でございます。

続きまして、31、32ページをお開きください。

資本的収入でございます。1款資本的収入、1項1目負担金は加入負担金として、本年度175万4,000円を見込んでおり、前年度対比13万5,000円の増でございます。なお、負担金の前年度対比169万円の減につきましては、新東名工事関連の支障物件の移設のための工事負担金がなくなったため、減額となっております。

続きまして、33、34ページをお開きください。

資本的支出につきましては、1款資本的支出、本年度7,245万2,000円で、前年度対比1,337万8,000円の増でございます。1項増設改良費は、本年度3,759万円で、前年度対比1,265万2,000円の増でございます。1目排水設備工事費、16節の委託料231万円は、前耕地第2水源ポンプの更新工事設計業務の委託料となっております。22節工事請負費3,267万円は、前耕地第2水源ポンプの更新工事や、皆瀬川浄水場の急速ろ過地のろ材交換工事などでございます。3目固定資産購入費は、本年度261万円で、前年度対比53万1,000円の減でございます。これは8年に一度、計量法により交換が義務づけられているもので、メーター器579個分の購入費用でございます。2項企業債償還金につきましては、本年度3,486万2,000円で、前年度対比72万6,000円の増でございます。

続きまして、35、36ページをお開きください。

企業債明細書でございます。償還高の当年度償還高と支払利息を合わせまして、4,100万8,568円で、右のページの未償還残高につきましては、2億6,647万2,153円でございます。

続きまして、37、38ページをお開きください。

本予算書の注記でございます。Iの重要な会計方針から、次のページのIVのリース契約により使用する固定資産までの記載となっておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

すみません。それでは、前に戻っていただきまして、12ページをお開きください。

令和元年度山北町水道事業予定損益計算書でございます。

令和2年度より、1,000円どめで記載しておりますので、よろしく願いいたします。

1 営業収益は、給水収益その他の営業収益を合わせまして、1億4,331万1,000円でございます。

2の営業費用は、(1)の原水浄水費から(5)の資産減耗費まで合わせまして、1億8,254万3,000円で、営業収益から営業費用を差し引きますと、営業利益はマイナスの3,923万2,000円でございます。

3の営業外収益は、(1)他会計補助金から(4)の雑収益まで合わせまして、4,957万6,000円でございます。

4の営業外費用は、支払利息と雑支出、合わせまして692万3,000円で、営業外収益から営業外費用を差し引きますと、4,265万3,000円となり、経常利益は342万1,000円でございます。

5の特別損失は、台風19号の災害により、新たに設けられた項目であり、臨時損失として268万6,000円でございます。したがって、当年度純利益は73万5,000円となり、前年度繰越利益剰余金が1,200万円、その他未処分利益剰余金変動額が1,445万5,000円、当年度未処分利益剰余金は2,719万円でございます。

続きまして、13、14ページをお開きください。

令和元年度山北町水道事業予定貸借対照表の前年度分でございます。

まず、試算の部は、1の固定資産と、2の流動資産を合わせた資産合計は22億4,175万9,000円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債から14ページに移りまして、5の繰延収益を合わせた負債合計は12億7,938万6,000円でございます。

なお、13ページの3の固定負債の引当金につきましては、昨年の台風19号により災害復旧費として700万円を活用したため、ゼロとなっております。

続いて、資本の部でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は、9億6,237万3,000円で、負債資本合計は22億4,175万9,000円でございます。

続きまして、15、16ページをお開きください。

令和2年度山北町水道事業予定貸借対照表の本年度分でございます。

試算の部は、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、21億6,888万1,000円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債から16ページに移りまして、5の繰延収益を合わせた負債合計は、12億800万8,000円でございます。

資本の部でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は、9億6,087万3,000円で、負債資本合計は21億6,888万1,000円でございます。

続きまして、5ページに、さらにお戻りいただきまして、5ページにお戻りいただきます。令和2年度山北町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

これは、水道事業会計の1会計期間における資金の動きを活動区分別に示す計算書でございます。

それでは、1の業務活動によるキャッシュ・フローは通常の業務活動の実施に係る資金の状態をあらわしており、4,645万5,000円でございます。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、企業債の償還金以外の資本的支出であり、マイナスの3,257万8,000円でございます。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、資本的資質の企業債償還金に対応しており、マイナスの3,486万2,000円でございます。

資金増減額はマイナスの2,098万5,000円で、資金期首残高の令和元年度の現金預金額は2億4,122万5,000円となり、資金期末残高の現金預金高は2億2,024万円でございます。

続きまして、6ページから11ページまで給与費明細書でございます。1の特別職につきましては、水道事業運営審議会委員で10名でございます。

2の企業職につきましては、職員の3名分を計上しておりますので、後ほどお目通しのほうをお願いします。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第28号について質疑に入りますが、質疑終了後、予算特別委員会に付託を提案いたしますので、本会議での質疑は総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

8番、清水明議員。

8番 清水 8番の清水でございます。

昨年の台風等で、水道の重要さが本当に身にしみて、町民、私を含めて、再認識をしたところですよ。やはり空気と水がなければ、私たちは生きていけないというところで、ただ、長いこと、空気と水はただというふうな観念で

生きてきましたので、その辺がちょっと弱いところですが、現在、今の数字のことも見ても、ちょっと大き過ぎてぴんときていない部分がありますが、一つ、これから昭和40年代に水道管が埋設をされたと、それが、ちょうど耐用年数がもう40年ということで、これは多少の幅があるようですが、一応、決まっているものでは、耐用年数が40年。そうすると、かなりの部分をかえているということで、それについては、既に手をつけられていると思いますが、現在、山北町、かえなくちゃならない水道管の把握はできているんでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 平成28年度に全体の長期の事業計画を立てまして、そのときに、簡易水道と、うち上水道がございます。簡易水道の中には、例えば共和地区等の、老朽化しております、老朽化というか更新予定。それと、山北町の上水道、この町なかの皆瀬川・丸山水系につきましては、下水道整備のときに更新しております。ですから、議員さんのおっしゃられる耐用年数が、今後20年後とかにあるんですけど、ただ、やはり一気に整備しておりますので、その辺は、今から平準化を考えて計画をしていかなければいけないというようなことで、これもお金の関係で、経営戦略ということで、昨年度から策定しております。これらに基づいて、今後持続可能な、継続していく事業として、計画をしていきたいと考えております。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、議案第28号は昨日設置されました、予算特別委員会へ付託することで、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないと認め、よって議案第28号については、予算特別委員会へ付託し、審査することと決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、散会といたします。(午前11時05分)